

# 継続企業概念の検討

## —ゴーイング・コンサーン監査問題の観点から—

林 隆 敏

### I ゴーイング・コンサーン監査問題の課題

ゴーイング・コンサーン監査問題とは、監査対象企業が予見しうる将来にわたって継続企業として存続しうる能力を有するかどうかについての監査人の評価・報告にかかる問題である。わが国には、現在のところ、この問題に関する監査基準は存在しないが、アメリカ、イギリスなど諸外国の監査基準および国際監査基準において、ゴーイング・コンサーン監査問題に関する実務指針が整備されている<sup>1)</sup>。

これらの監査実践から抽出されるゴーイング・コンサーン監査問題の理論的課題は、次の3つに整理できると考える<sup>2)</sup>。

第1は、財務諸表監査の基礎概念および理論的枠組みに関する課題である。現在、財務諸表監査の本質的機能は、財務諸表の適正性に関する監査意見の表明による信頼性の保証を通じた証明機能（または批判的機能）であると一般に認識されている。そこで、ゴーイング・コンサーン監査問題を、この証明機能の枠内においていかに説明するか、あるいは説明しうるのかということを明ら

- 
- 1) 日本公認会計士協会監査委員会研究資料第1号「企業存続能力の取扱いに関する海外の状況の調査とわが国への制度導入上の課題」『JICPA ジャーナル』1998年1月号、143-169頁を参照されたい。
  - 2) 拙稿「企業の継続性の監査問題」『大阪簿記会計学協会会報』第42号、1997年11月、6-7頁および拙稿「ゴーイング・コンサーン監査の理論的課題—適正性概念を中心にして」『近畿C.P.A.ニュース』第460号、1997年11月、1-3頁を参照されたい。

かにしなければならない。これは、財務諸表監査の命題である適正性概念と継続企業としての存続能力との関係を解明することでもある。また、この課題は、財務諸表監査における二重責任の原則とも密接に関連している。

第2は、監査実施プロセス、すなわち被監査会社の継続企業としての存続能力の評価に関する課題である。まず、どのような状態または事象をもって、企業を継続企業と見なすか（または見なさないか）が問題となる。次に、監査手続に関する課題として、継続企業としての存続能力についての疑問を確定または解消するために有効な指標の明確化と、それらの指標に関する証拠の収集・評価が問題となる。これは、倒産企業（あるいは財務的困難に陥った企業）の特徴の明確化と、その監査領域への適用の問題である。

第3は、監査報告に関する課題である。これは、継続企業としての存続能力に疑問がある場合の監査報告を、監査意見の表明を通じて行うのか、それとも監査意見とは別の形（具体的には情報提供）で行うのかという問題である。この課題は、第1の課題における監査機能や二重責任の原則の問題と関連している。

これら3つの課題は、ゴーイング・コンサーン監査問題の理論的解明にそれぞれ重要な意義を持つが、特に第1の課題、すなわち財務諸表監査の基礎概念および理論的枠組みに関する課題は、その基礎となるものである。そこで、本稿では、第1の課題の解明に向けて、アメリカにおける議論を中心として、ゴーイング・コンサーン監査問題における継続企業概念を検討する。

## II ゴーイング・コンサーン監査問題の本質

ゴーイング・コンサーン監査問題は、しばしば監査人による企業倒産に対する早期警告の有効な提供をめぐる監査期待ギャップ問題の1つとして言及される。それ自体は誤った理解ではないが、この問題の本質は、監査期待ギャップを解消するための「伝統的監査に対する、企業破綻の寸前という特殊状況での

追加的あるいは拡張的サービス」ではなく<sup>3)</sup>、未確定事項の監査問題、ひいては財務諸表監査の適正性に関わる問題として理解しなければならない。

確かに、アメリカにおいてゴーイング・コンサーン監査問題がクローズアップされた背景には、監査報告書に無限定適正意見が表明されてから短期間のうちに、当該監査対象企業が倒産するという事態の多発がある。このような状況において、訴訟や報道により、財務諸表利用者は、企業倒産に対する有効な警告の提供を監査人に期待しており、これに対して監査人は、企業の将来を予測するという役割を担っているとは認識していない、ということが明らかになった。そのため、ゴーイング・コンサーン監査問題は、財務諸表監査に対する利用者の期待と、監査人が実際に認識している役割とのギャップ、いわゆる監査期待ギャップ問題の1つとして認識されている。

アメリカでは、1970年代後半から監査期待ギャップ問題が会計士業界を揺るがす大きな問題となつたため、アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants : 以下では AICPA と称す) は、1974年10月にコーベン委員会を設置して包括的な調査・研究を行い、財務諸表監査制度改革のための勧告を公表し、また、1988年4月には、監査期待ギャップの解消を主眼とした一連の監査基準書 (Statement on Auditing Standards : 以下では SAS と称す) を公表している。周知の通り、アメリカは「訴訟社会」と呼ばれるほど訴訟の多い国であり、ゴーイング・コンサーン監査問題に関する会計・監査基準の整備・充実の歩みは、議会による調査やマスコミ報道とともに、訴訟を通じた監査人への厳しいプレッシャーの産物と考えることもできる。その場合、ゴーイング・コンサーン監査問題は、監査期待ギャップへの対応ないしは訴訟対策から生じた問題ということになる。

3) 山浦久司稿「ゴーイング・コンサーン問題と会計士監査関与必要論」『企業会計』第50巻第7号、1998年7月、127頁。

山浦教授は、ゴーイング・コンサーン監査問題への監査人の関与を、「監査ルーティン業務の延長線上で理解し、投資者にとっての投資情報をリスク情報も含めて財務諸表が適正に反映し、開示しているかどうかの判断の一環と考えるべき」であるとの見解を示されている。

しかし、アメリカの監査実践においては、監査期待ギャップ問題が顕在化していない1970年に、企業存続能力の欠如が継続企業を前提として作成された財務諸表に及ぼす影響が未確定であることを理由に、条件付限定意見が表明された監査報告書が発行されている<sup>4)</sup>。また、同年2月に公表された会計連続通牒 (Accounting Series Releases) 第115号において、SECは、登録会社の財務諸表が「継続企業基準」で作成されており、その一方で同時に、その基準に基づく財務諸表の作成が正当化されるかどうかに関する深刻な疑問を示して会計士の意見が限定されているという状況を問題視し、監査人がゴーイング・コンサーン監査問題に起因する条件付限定意見を表明した場合、当該企業の有価証券の公募を禁止する方針を打ち出している<sup>5)</sup>。また、1972年には、未確定事項の監査問題のなかからゴーイング・コンサーン監査問題を最初に識別した研究論文として、D. R. Carmichaelによる AICPA 監査研究モノグラフ第1号が公表されている<sup>6)</sup>。Carmichaelは、ゴーイング・コンサーン監査問題を波及的未確定事項 (pervasive uncertainty) として識別し、企業存続能力の評価の結果、清算が差し迫っていると思われる場合には、監査人は意見差控もしくは不適正意見を表明すべきであるとしている。さらに、1974年10月には、AICPA の監査基準においてゴーイング・コンサーン監査問題に初めて言及した SAS 第2号が公表されている<sup>7)</sup>。SAS 第2号は、未確定事項の好ましからざる結果が企業の継続的存続 (continued existence) を脅かしかねない場合もあるとが企業の継続的存続 (continued existence) を脅かしかねない場合もあると

4) AICPA, *Accounting Trends & Techniques*, 1971, pp. 283-284 and 291-292. これ以前の例示のなかにも、ゴーイング・コンサーン監査問題の識別が推定されるような監査報告書が若干見られるが、ここで言及した監査報告書では、「継続企業としての事業の継続」、「継続企業基準に基づいて作成された財務諸表」あるいは「継続企業に適用可能な GAAP に基づいて作成された財務諸表」という文言が使用されている。

5) SEC, *Accounting Series Releases No. 115, "Certification of Financial Statements," February 1970, Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins as of June 1, 1981*, Commerce Clearing House, Inc., 1982, pp. 3211-3212.

6) D. R. Carmichael, *The Auditor's Reporting Obligation*, Auditing Research Monograph No. 1, AICPA, 1972.

7) AICPA, *Statement on Auditing Standards No. 2, Reports on Audited Financial Statements*, October 1974, pars. 23, 25 and 35.

指摘し、そのような未確定事項が存在する場合には、当該事項が財務諸表に影響を及ぼす可能性の程度とその影響額を考慮し、重要な場合には条件付限定意見を表明することを要求している。そして、1984年に公表された SAS 第34号は、企業の存続能力に疑問がある場合、帳簿上の資産の回収可能性と分類および負債の金額と分類を検討し、これらに問題がある場合にのみ、条件付限定意見を表明するよう要求している<sup>8)</sup>。これは、明らかに、存続能力の有無が財務諸表の適正性に与える影響を考慮したものである<sup>9)</sup>。

このように、ゴーイング・コンサーン監査問題は、監査期待ギャップ問題と未確定事項の監査問題という2つの側面を持つが、アメリカの監査実践におけるゴーイング・コンサーン監査問題の識別とそれへの対応に鑑みれば、この問題は、企業倒産に対する早期警告の提供という財務諸表利用者の期待に応える必要に迫られて提起された問題と理解すべきではなく、企業存続能力の欠如が財務諸表の適正性に及ぼす影響という問題意識に基づいて識別されたものと考えられる。すなわち、企業の存続が危ぶまれる場合に、継続企業を前提として作成された財務諸表は適正といえるか、あるいは継続企業の前提に依拠して財務諸表を作成することは妥当か、という問題意識にその本質があると理解すべきである。そして、ゴーイング・コンサーン監査問題と監査期待ギャップ問題の関連は、このような問題意識から一歩進んで、企業存続能力の評価とその結果の伝達をいかに有効に行うかという点にあるといえる。この2つの側面は区別して考えなければならない。

### III 会計公準としての継続企業概念の含意

ゴーイング・コンサーン監査問題の本質を上述のように捉える場合、次に問題となるのは、現在の決算財務諸表制度の前提（会計公準）となっている継続

8) AICPA, Statement on Auditing Standards No. 34, *The Auditor's Considerations When a Question Arises About an Entity's Continued Existence*, March 1981.

9) アメリカにおけるゴーイング・コンサーン監査問題に関する議論の展開については、次の論文を参照されたい。拙稿「アメリカにおけるゴーイング・コンサーン問題の史的展開」『甲子園大学紀要』No. 25 (B)、平成11年3月。

企業概念が実態として成立するかどうかについて、財務諸表監査において確かめる必要があるかということである。

会計公準は、企業会計の理論形成上とくに会計原則の成立のためにその根本的な基盤となるものであり、Paton が1922年にその著書『会計理論』において提唱して以来、これまでに数多くの会計公準論が展開されている<sup>10)</sup>。そして、ほとんどの会計公準論において、「継続企業」が公準の1つとして提示されており（「継続性（continuity）」や「永続性（permanence）」という表現も用いられている）、今日、広く一般に承認されている。その意味内容は、反証のない限り、企業が予見しうる将来にわたってその事業を継続し、清算する必要性も意図も存在しないというものであることでほぼ一致している。

例えば、AICPA の会計原則審議会意見書第4号は、継続企業を「財務会計の基礎的特徴（Basic Feature）」と位置付け、次のように言及している<sup>11)</sup>。

「継続企業 一会計単位は、反証がないかぎり、事業を継続していくものとみなされる。\* 企業の相対的永続性の故に、財務会計はその基本において継続企業のために体系づけられている。過去の経験の教唆するところによれば、事業の継続性は、たとえ確信をもって知るすべはないとしても、大部分の企業については高い確実性がある。しかし、もし解散が愁眉の急を告げていると見受けられるならば、企業を継続企業とみなしてはならない。」

\*もし、解散が差し迫っているようにみえるならば、財務情報は、解散が起こるという仮定に立って作成されるというのが、当然の帰結による見解である。」

このように、継続企業概念は会計公準の1つとして承認されていることか

10) 新井清光著『会計公準論〔増補版〕』中央経済社、昭和53年。第4章に会計公準論の一覧が示されているので、参照されたい。

11) AICPA, Statement of The Accounting Principles Board No. 4, *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statement of Business Enterprises*, 1970, para. 117. 川口順一訳『アメリカ公認会計士協会企業会計原則』同文館、昭和48年、55-56頁。

ら、継続企業の前提に依拠して財務諸表を作成することが妥当であるかどうかを監査人が判断することに対して、瀧田教授は否定的見解を示している。教授はまず、期間損益計算を行う上での基礎的な前提を次の4つに類型化し、継続企業の前提是「約束」に属すると整理している<sup>12)</sup>。ここで「約束」とは、基礎的前提の中に人為的・技術的な「とりきめ」を含む場合で、その前提についての真偽を経験的知識によって判定することはできないものを意味する。

- ① 人為的・技術的「とりきめ」を含む行為………「約束」
- ② 「未確定性」を含む行為……………「仮定」
- ③ 「不確実性」を含む行為……………「仮説」
- ④ 「虚偽性」を含む行為……………「擬制」

そして、「継続企業の公準は、会計の主体となる企業が、将来、期間を限定されることなく存続することを内容とする技術的かつ構造的な前提である。(中略)ここでいう継続性は、事実としての企業の永久存続とは区別される必要がある。」とし、「構造的な公準としての継続企業の前提に基づいて設定された会計の諸規則は、通常の決算会計を規定する。そして財務諸表監査が対象とする会計はこうした通常の決算会計であり、清算のための特別な会計ではない。したがって、前提が覆ったということは、決算会計の範囲内の『とりきめ』が反故になったことを意味する。この段階で財務諸表監査の範囲外となる。」と主張されている<sup>13)</sup>。

では、財務諸表の作成の前提となっている継続企業の公準は、決算財務諸表監査において無条件に受け入れられるべきであろうか。継続企業概念は、あくまでも期間損益計算を行なうための財務会計上の仮定であり、現実の経済社会における企業の存在は絶対的に確実なものではなく、企業がその事業活動を停止する、いわゆる倒産という事象はしばしば発生する。企業がその事業を継続することができないとみなされる場合には、財務諸表は継続企業を前提とせ

12) 瀧田輝己稿「監査についての期待ギャップとゴーイング・コンサーン」『企業会計』第47巻第10号、1995年10月号、73-75頁。

13) 「上掲論文」、75-76頁。

す、清算を前提として作成されることになる。したがって、財務諸表監査において、継続企業に対する反証が存在する場合には、企業の財務諸表が適切な前提に基づいて作成されているかどうか、資産および負債の計上額や分類は適切かどうかが重要な問題となる。筆者は、継続企業概念には「反証のない限り」という条件が付いていることから、そこには、少なくとも企業存続に対する反証は存在しないことを確かめることができるが含意されていると考える。

ただし、ここにいう「反証」とは、本来、企業が法的に破産あるいは清算などの状態にある場合や、特定の目的のために設立され、その目的の達成とともにその活動を終了する場合を意味するものと考えられる。しかし、企業活動に伴う不確実性が増大し、企業倒産が増加するとともに、企業倒産が及ぼす社会的・経済的影响が大きくなっている今日では、「反証」の意味を、企業が継続企業として存続することができるかどうかについての疑いがある場合にまで拡張する必要があると考える。監査の主題である財務諸表が継続企業の公準に基づいて作成されている以上、監査対象企業が実態として継続企業の体をしているかどうかの判断は、監査人にとって避けることのできない専門的判断であるといえよう<sup>14)</sup>。

そこで問題となるのが、反証が全く存在せず、明らかに継続企業と見なされる場合と、反証が存在し、明らかに継続企業とは見なされない場合の中間に位置する場合の監査上の対応である。これについては、Carmichael が次のような見解を示している。すなわち、企業の存続が、それを困難にする問題の満足のいく解決（例えば、深刻な資金不足を解決するのに十分な融資の獲得）に依存しており、その解決が不確実であると判断された場合には、監査人はまず意見を差控える。そして、時の経過とともに、このような満足のいく解決が期待できないと確信され、財務諸表に表示された資産価額が正味実現可能価額に比べて著しく過大評価されていたり、重大な損失発生予想額が適切に計上されていない場合には、不適正意見を表明する。また、現実には稀であるとしながら

14) 烏羽至英稿「市場経済における公認会計士監査の役割」伊藤邦雄、上村達男編著『金融ビックバン会計と法』中央経済社、平成10年、137頁。

も、資産が正味実現可能価額によって適切に計上され、予想される重大な損失についても正しく認識・計上され、かつ企業存続に関する未確定事項が開示されていれば、無限定意見を表明することができるとしている<sup>15)</sup>。

#### IV 継続企業概念と適正性概念の関係

これまでの議論に基づき、ゴーイング・コンサーン監査問題を財務諸表の適正性との関連でとらえ、継続企業に対する反証の有無を個々の監査において確かめるとするならば、次に、継続企業概念（企業存続能力）と財務諸表の適正性との関係を明らかにしなければならない。この関係を検討するにあたって、まずは適正性概念について整理する。

財務諸表監査の究極的要証命題である適正性概念の曖昧性は、従来から指摘されるところである。石田教授は、適正性概念を会計上の概念と監査上の概念の側面に区分し、図表1のような類型を指摘している<sup>16)</sup>。

ここで、第1類型および第4類型は、適正性概念を監査固有の概念であるとする。第1類型は、一般に認められた会計原則（Generally Accepted Accounting Principles：以下ではGAAPと称す）<sup>17)</sup>への準拠性をもって適正性意見が形成され、第4類型では、GAAPへの準拠に加えて、何か追加的因素（β）に対する意見が加わって適正性意見が形成される。これに対して第2類型および第3類型は、適正性を会計上の概念であるとする。第2類型は、適正性とGAAP準拠性は合致しており、監査意見はGAAP準拠性をもって適正性意見となる。第3類型は、会計上の適正性概念にはGAAP準拠に加えて何か追加的規準（α

15) D. R. Carmichael, *op. cit.*, p. 111.

16) 石田三郎稿「財務諸表監査における適正性概念再考」『産業経理』第53巻第2号、1993年3月、2-9頁および石田三郎著『監査意見形成論』中央経済社、昭和58年、第4章。

なお、次の文献も合わせて参照されたい。内藤文雄著『監査判断形成論』中央経済社、平成7年、第7章。

17) アメリカにおけるGAAPは、広範かつ階層的に明示されている。

AICPA, Statement on Auditing Standards No. 69, *The Meaning of Present Fairly in Conformity with Generally Accepted Accounting Principles in the Independent Auditor's Report*, January 1992.

図表1：適正性概念の類型

(類型)	会計上の概念	監査上の概念 (監査意見の性質)
1.	GAAP	GAAP 準拠性=適正性
2.	適正性=GAAP	GAAP 準拠性
3.	適正性=GAAP+ α規準	GAAP 準拠性+ α規準準拠性
4.	GAAP	GAAP 準拠性+ βに対する監査人の 表明=適正性
財務諸表の作成者の 主張		監査人の主張

(注) α規準とは、GAAP以外で適正性概念に含まれるもの規準。  
 βとは、GAAP準拠性の証明を超えた重要な事項。

規準)が存在するという立場であり、GAAP準拠性と追加的規準準拠性をもつて適正意見が形成される。

石田教授は、これらの類型とGAAPの解釈に基づいて、要証命題としての適正性概念を、消極的適正性、GAAP枠内適正性および積極的適正性という3つの概念に識別されている。

消極的適正性は、財務諸表の持つ特質から、その絶対的正確性を保証する「証明」ではなく、ある程度の不確実性が含まれる「意見」であり、監査人の責任を限定する文言と解釈する概念である。この概念は、現在では、監査報告書において「適正に表示している」という文言が用いられるようになったという歴史的観点からの意義が認められるのみである。次に、GAAP枠内適正性は、財務諸表がGAAPに準拠して作成されれば、それは適正であるとする立場である。この概念は、監査人の責任限定の観点から、適正性を基本的にはGAAP枠内に限定しつつ、広義のGAAPによって適正性を積極的に捉え、監査機能の有効性を高めようとするものである。この概念は、今日の監査実務で一般に認知されているものと考えられる。最後に、積極的適正性は、適正性をGAAP準拠性の側面とGAAPを越えた他の側面から構成されるとする見解である。

この見解は、適正性＝GAAP 準拠性という見解よりも積極的な見解である。この場合、適正性意見は、GAAP 準拠性に関する意見と適正性に関する他の規準に関する意見という二重意見として形成されることになる。

このような適正性概念の整理に基づいて、継続企業概念と適正性概念との関係を考える場合、GAAP 枠内適正性のもとで継続企業概念を捉える考え方と、積極的適正性のもとで継続企業概念を捉える考え方方が思考されるが、それについて解決しなければならない問題がいくつか考えられる。

まず前者の場合、現在の GAAP は、財務諸表作成の前提について、反証が存在する場合（たとえば、清算が差し迫っているとみなされる場合）には清算を前提として作成すべきことに言及しているだけであり、事業は継続しているが継続企業としての存続能力に疑いがある状況に関しては規定していない。そのため、事業は継続しているが存続能力に疑いがある状況に対処するために、存続能力にかかるリスクと不確実性に関する情報の開示基準をより一層整備・充実しなければならない。あるいは、継続企業としての存続能力の程度に応じた会計処理および開示基準からなる多層的な GAAP を設定することも想定しうる<sup>18)</sup>。さらに、適正性の構成要素として継続企業を想定する場合、監査意見形成の基本構造を合わせると、「当社は継続企業である」という下位命題が設定されることになる。これは、監査対象企業の経営者が「当社は継続企業である」と主張していると解される。そこで、理念的には、継続企業を前提とする現在の GAAP に加えて、継続企業を前提としない GAAP を設定し、二元的な財務報告システムを構築する必要があると考える。加えて、継続企業の前提が成立するか否かを経営者と監査人の双方が実態に即して具体的に確かめることのできる基準がまず合意されていなければならない<sup>19)</sup>。

18) この方向を指向した研究として、J. E. Boritz, *The "Going Concern" Assumption: Accounting and Auditing Implications*, CICA Research Report, CICA, 1991 がある。その内容については、拙稿「ゴーイング・コンサーン問題にかかる不確実性への対応－『CICA 調査報告書』の提言－」『現代監査』第 6 号、1996 年 5 月を参照されたい。

19) 鳥羽至英「前掲論文」、136 頁。

次に、後者の場合には、上述のような GAAP の整備・充実をとくに必要としないが、GAAP 準拠性以外の適正性を構成する継続企業概念について、その適正性基準の設定が必要となる。これは、監査人自身の個人的な基準(主観)が介在することによる、監査人間の意見形成のぶれを押さえるためである。

## V 結び

ゴーイング・コンサーン監査問題は、監査期待ギャップを解消するために、企業倒産に対する早期警告の提供という財務諸表利用者の期待に応える必要に迫られて提起された問題ではなく、存続が危ぶまれる企業の財務諸表を継続企業の前提に依拠して作成することの妥当性という、財務諸表の適正性に関連して提起された問題と理解すべきである。

ゴーイング・コンサーン監査問題を財務諸表監査の本質的機能である証明機能の枠組みにおいて説明するためには、継続企業概念を適正性概念の構成要素として位置付けなければならないが、その場合、GAAP 枠内適正性のもとで継続企業概念を捉える考え方と、積極的適正性のもとで継続企業概念を捉える考え方の 2 つが思考される。筆者は、最終的には前者が望ましいと考えるが、GAAP が整備・充実されるまでの橋渡しとして、後者の考え方方に立って、監査独自の機能を発揮するという理解も成り立つであろう。

なお、いずれの考え方方に立つにしても、そして、上述のような多元的・多層的な GAAP が整備・充実されたとしても、監査人は、監査対象企業の継続企業としての存続能力の程度に関する評価を避けて通ることはできない。したがって、存続能力の程度をいかに評価するかという問題が生じる。これは、本稿の最初に提示した第 2 の課題に他ならない。したがって、企業が継続企業である（すなわち、財務諸表作成の基礎である継続企業の前提是妥当である）といった経営者の主張の明確化と、その主張と関連する監査要点の導出が解明す

べき課題として残されている<sup>20)</sup>。これについては、監査理論研究に加えて、企業倒産予測モデル研究ないしは監査実践において蓄積された経験・知識に関する広範な調査・研究が必要である。

(筆者は関西学院大学商学部助教授)

---

20) 企業が継続企業である（すなわち、財務諸表作成の基礎である継続企業の前提是妥当である）といった経営者の主張の明確化と、その主張と関連する監査要点の導出については、石原俊彦著『リスク・アプローチ監査論』第9章を参照されたい。